

## 熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議設置要綱

制定 平成 28年 4月 1日 健康福祉局長決裁  
改正 令和 5年 4月 1日 障がい福祉課長決裁

### (設置)

第1条 本市における在宅の重症心身障がい児・者及びその家族への支援を総合的に行うため、医療・保健・福祉等の関係機関が相互の連携を図ることにより、支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、実情に応じた支援の充実を図るため、熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 重症心身障がい児等への事業の実施等、支援の充実に関すること
- (2) 関係機関による相互の連携に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的に資すると認められる事項

### (委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は13人以内とし、次に掲げる者のうちから選定するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の事業を行なう同法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者
- (2) 同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健機関又は医療機関の関係者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に所属する者
- (5) 障がい者関係団体に所属する者
- (6) 障がい者福祉に係る地域ケア等に関する学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 ネットワーク会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

### (会長)

第5条 ネットワーク会議に会長を置き、会長の選出は委員の互選によるものとする。

2 会長は、ネットワーク会議の議長となり会務を総括する。

3 会長に事故あるときその他の事情により会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 ネットワーク会議は、必要に応じて会長が招集するものとする。

### (公開)

第7条 ネットワーク会議は、原則公開とする。ただし、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

### (秘密の保持)

第8条 ネットワーク会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 ネットワーク会議の庶務は、障がい福祉課において行う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。